やよい町地区
地区計画運用方針

決　定　平成　７年１０月　３日（市告示第１３９号）
変　更　平成　９年　１月１７日（市告示第　７　号）

船橋市

船橋都市計画やよい町地区地区計画

<table>
<tr><td colspan="2">名称</td><td>やよい町地区地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">位置</td><td>船橋市坪井東５丁目の一部の区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">面積</td><td>約２．７ha</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の整備・開発及び保全の方針</td><td>地区計画の目標</td><td>東葉高速鉄道沿線地域において形成される優良な住宅市街地の一角をなす地区として、既存の住宅市街地の環境の保全、増進を図り、鉄道整備による利便性を活かしつつ優良な住宅市街地の形成をめざすことを目的とする。
また、鉄道開通により、今後未利用地における住宅立地動向が加速することが予想されるので、計画的に良好な住居環境を形成できるよう、適正に土地利用の規制ならびに誘導を図ることを目的とする。</td></tr>
<tr><td>土地利用の方針</td><td>当地区を特性に応じて次の２地区に区分し、隣接する坪井、八千代緑が丘駅北部、八千代緑が丘駅南部の各土地区画整理事業区域内の土地利用と整合のとれた低層独立住宅地とし、用途の混在を極力排除する。

１．既存住宅地区
すでに市街化が進行している地区であることから、既存の居住環境の保全を図り、今後の環境悪化を未然に防止する。
２．新規住宅地区
今後予想される未利用地の市街化に際し、良好な居住環境を計画的に形成するため、適切に市街化の誘導を図る。</td></tr>
<tr><td>地区施設の配置方針</td><td>既に整備された区画道路による道路網構成を基本として、その機能の維持を図るとともに、主要な区画道路の整備により、隣接する土地区画整理事業区域内の区画道路と適切に接続し、船橋日大前駅を中心に形成される新市街地との一体性を確保する。
鉄道用地周辺を中心として、緑地として定め、鉄道高架による景観阻害の緩和を図る。</td></tr>
<tr><td>建築物等の整備方針</td><td>既存宅地の環境の保全を図るとともに今後立地が予想される宅地においてゆとりと風格のあるまちなみの形成を誘導するため、敷地の細分化防止の目的で敷地の最低限度を定めるほか、壁面の後退、かき又はさくの構造、建築物の意匠等について定める。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">地区整備計画</td><td rowspan="2">地区施設の配置及び規模</td><td>道路</td><td colspan="2">区画道路１号　幅員６ｍ　延長　約１９０ｍ
区画道路２号　幅員６ｍ　延長　約１３０ｍ
区画道路３号　幅員５ｍ　延長　約１９５ｍ
区画道路４号　幅員５ｍ　延長　約１８０ｍ
区画道路５号　幅員５ｍ　延長　約１７５ｍ
区画道路６号　幅員５ｍ　延長　約　４０ｍ</td></tr>
<tr><td>緑地</td><td colspan="2">面積　約０．１３ha</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地区の区分</td><td>区分の名称</td><td>既成住宅地区</td><td>新規住宅地区</td></tr>
<tr><td>区分の面積</td><td>約２．４ha</td><td>約０．３ha</td></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の用途の制限</td><td colspan="2">次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。
ただし、市長が特にやむを得ないと認めた公益上必要な建築物については、この限りではない。
１．専用住宅
２．住宅で建築基準法施行令第１３０条の３の第６号、第７号に掲げる用途を兼ねるもの
３．診療所
４．上記１から３に掲げる建築物に付属するもの</td></tr>
<tr><td>建築物等の高さの最高限度</td><td colspan="2">１０ｍ</td></tr>
<tr><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td>１００㎡</td><td>１３５㎡</td></tr>
<tr><td>壁面の位置の制限</td><td colspan="2">建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、前面道路（建築基準法第４２条第１項に掲げる道路）の境界線までの距離は、計画図に示す位置で０．５ｍ以上とする。</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態もしくは意匠の制限</td><td colspan="2">建築物の外壁の色は、白及びグレー、クリーム色、茶色等の中間色を基調とし、刺激的な色彩や装飾を避ける。</td></tr>
<tr><td>かき又はさくの構造の制限</td><td colspan="2">１．道路に面する側は、次の各号の一に該当するものとする。
⑴生け垣、竹垣
⑵鉄柵、金柵（透視可能なフェンスとする）
２．前項の規定にかかわらず道路側にコンクリートブロック造、石造等の垣を設置する場合には、道路からの高さを１．０ｍ以下とする。
３．かき又はさくは、壁面線を超えて地区施設内に築造してはならない。</td></tr>
</table>

◎　方針の区域及び地区整備計画の区域は、計画図のとおり。

やよい町地区地区計画

計画図

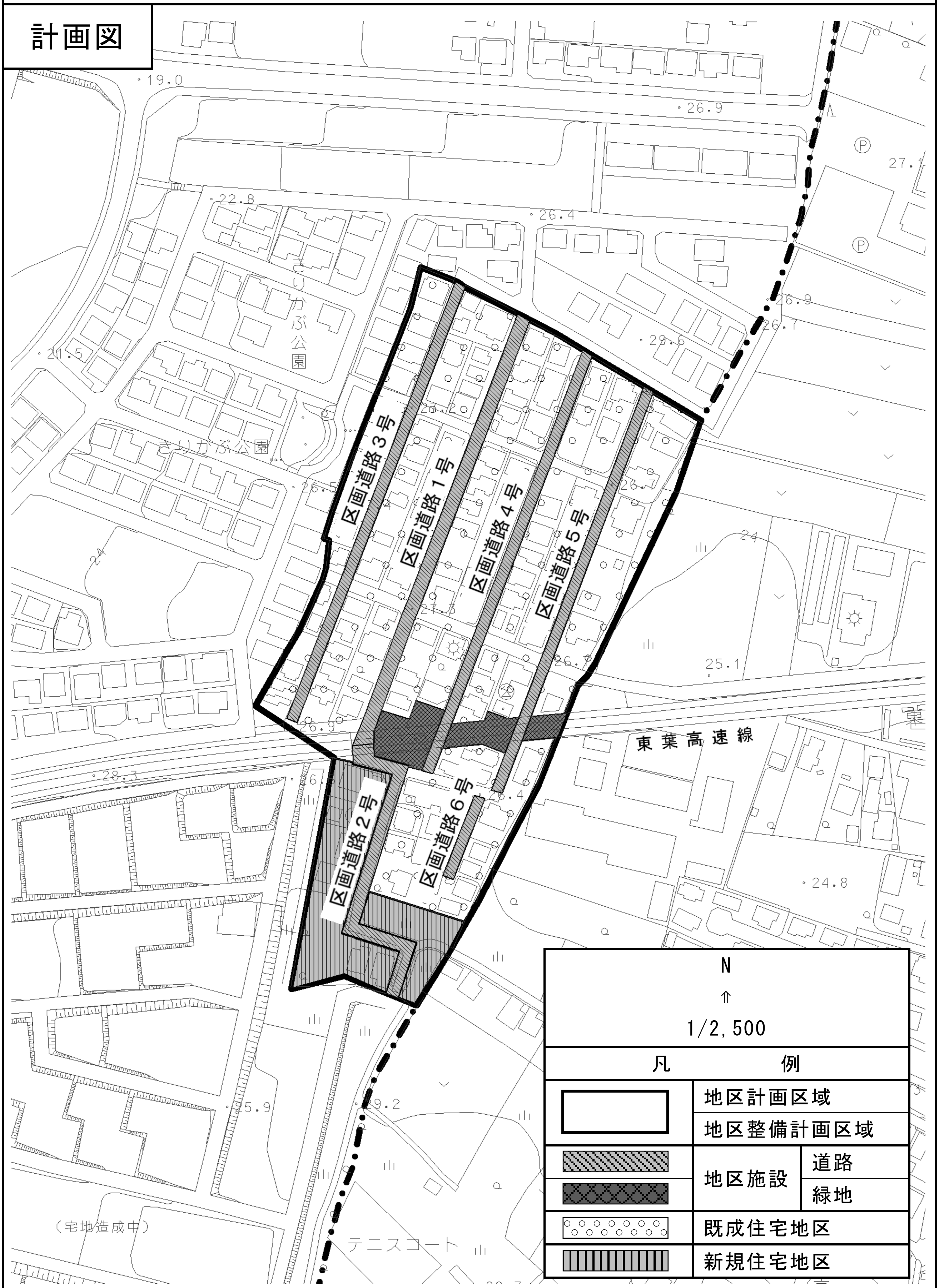

やよい町地区地区計画

計画図（壁面の位置の制限）

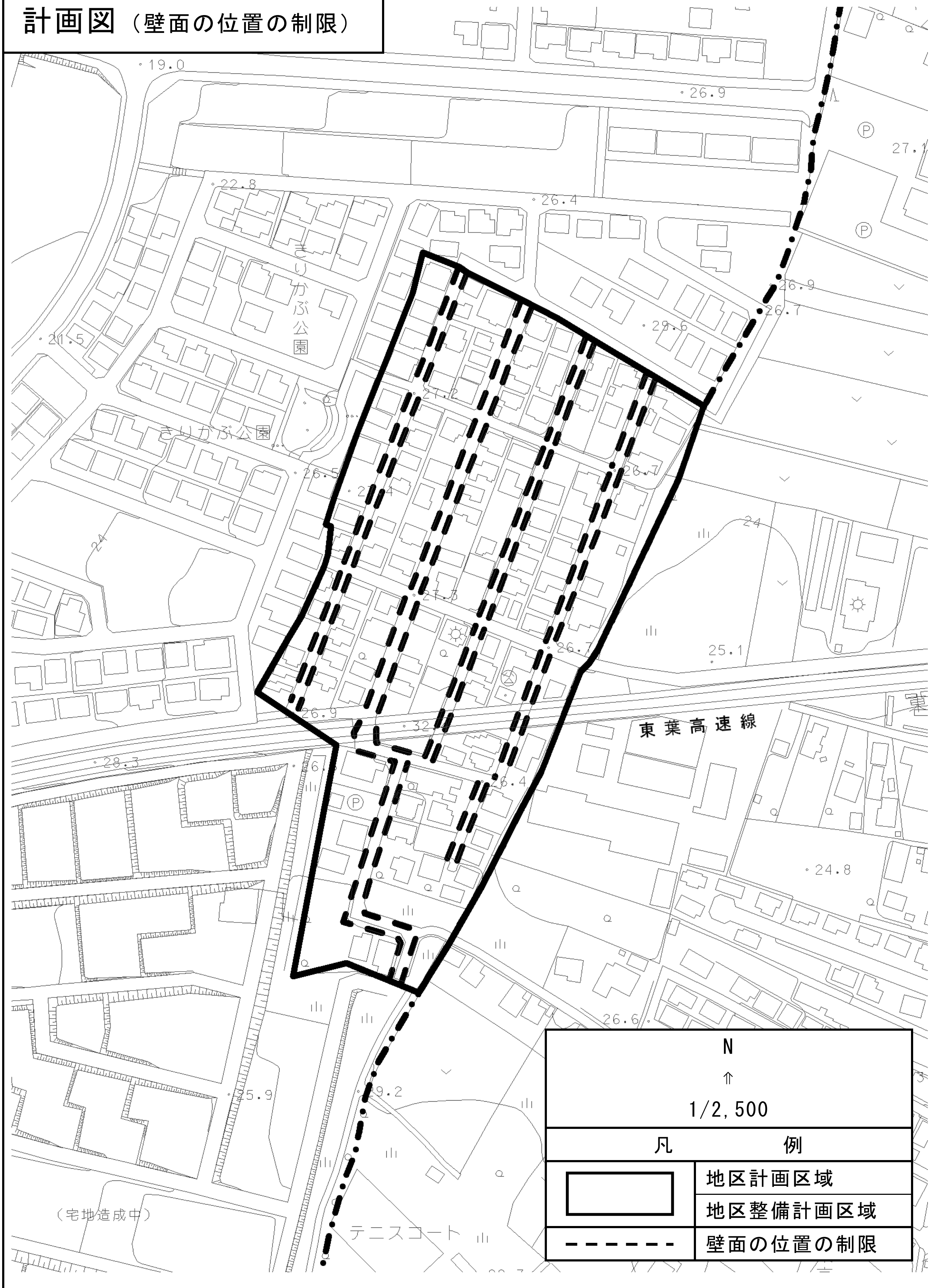

N ⇑ 1/2,500	
凡	例
（太線枠）	地区計画区域 地区整備計画区域
（破線）	壁面の位置の制限

やよい町地区地区計画運用方針

この運用方針は、やよい町地区地区計画を受け、その運用方法について詳説したものです。

１．建築物等の用途の制限

本地区における用途地域は第一種低層住居専用地域が指定されていますが、良好な市街地環境の維持、形成を図るため、用途地域による制限の他に次に掲げる用途以外の建築物は建築することはできません。

ただし、市長が公益上必要でやむを得ないと認めた建築物については、この限りではありません。

⑴　専用住宅（一戸建ての住宅）

⑵　住宅で建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１３０条の３の第６号、第７号に掲げる用途を兼ねるもの（延べ面積の２分の１以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が５０㎡以下のもの）

一　建築基準法施行令第１３０条の３の第６号
　　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

二　建築基準法施行令第１３０条の３の第７号
　　美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が０．７５kw 以下のものに限る。）

⑶　診療所

診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は１９人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいいます。（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項）

⑷　上記⑴から⑶に掲げる建築物に附属するもの

車庫・自転車置場・物置等が該当します。

※　適用の除外について

・本地区計画の都市計画決定告示日又は変更告示日（以下「基準時」という。）において、現に存する建築物、又は現に建築、修繕もしくは模様替えの工事中の建築物で、⑴～⑷の各用途に該当しない建築物（以下「用途の既存不適格建築物」という。）については、当該規定は適用されません。

・用途の既存不適格建築物について、一定の範囲内で増築もしくは改築する場合、又は大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合についても当該規定は適用されません。

〔基準時〕：⑴から⑶については平成　７年１０月　３日
　　　　　：⑷　　　については平成　９年　１月１７日

２．建築物等の高さの最高限度

土地利用の増進を考慮しつつ、都市景観の形成、日照、採光の確保等を図った良好な環境の街区が形成又は保持していくことを目的として、建築物の高さの最高限度を１０ｍとします。

なお、建築物の高さの算定は、建築基準法施行令第２条第１項第６号によるものとします。

※　適用の除外について

・基準時において、現に存する建築物、又は現に建築、修繕もしくは模様替えの工事中の建築物で、当該制限に適合しない建築物（以下「高さの既存不適格建築物」という。）については、当該規定は適用されません。

・高さの既存不適格建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合については当該規定は適用されません。

［基準時］：平成　７年１０月　３日

３．建築物の敷地面積の最低限度

敷地の細分化による市街地環境の悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を既成住宅地区においては１００㎡、新規住宅地区においては１３５㎡とします。敷地を分割する場合、分割後の敷地が最低限度の面積よりも広くなければ建築物の敷地として利用することができません。

※　適用の除外について

・基準時において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は基準時において、所有権・借地権等を有する土地で、当該規定に適合しないもの（以下「既存不適格敷地」という。）について、その全部を一の敷地として使用するものについては当該規定は適用されません。

［基準時］：平成　７年１０月　３日

○敷地面積の最低限度の適用の考え方（敷地面積の最低限度１００㎡の場合）
※既成住宅地区を例としていますが、新規住宅地区も数値以外は考え方は同じです。

⑴１００㎡未満の敷地を分割せずに利用

（地区計画施行前）
９０㎡の敷地

→

（地区計画施行後）
９０㎡の敷地
↓
建築物の敷地として利用できます。

⑵１００㎡未満の敷地を分割して利用

（地区計画施行前）
９０㎡の敷地

→

（地区計画施行後）
５０㎡の敷地　　４０㎡の敷地
↓
どちらも建築物の敷地として利用できません。

⑶１００㎡以上の敷地を１００㎡以上と１００㎡未満に分割して利用

（地区計画施行前）
２００㎡の敷地

→

（地区計画施行後）
１２０㎡の敷地
↓
建築物の敷地として利用できます。

８０㎡の敷地
↓
建築物の敷地として利用できません。

⑷１００㎡以上の敷地を全て１００㎡以上に分割して利用

（地区計画施行前）
２５０㎡の敷地

→

（地区計画施行後）
１３０㎡の敷地　　１２０㎡の敷地
↓
建築物の敷地として利用できます。

⑸１００㎡以上の敷地の一部が公共事業等の施行等により敷地面積が減少し、１００㎡未満での利用

（地区計画施行前）　　（地区計画施行後に公共事業等により面積減少）

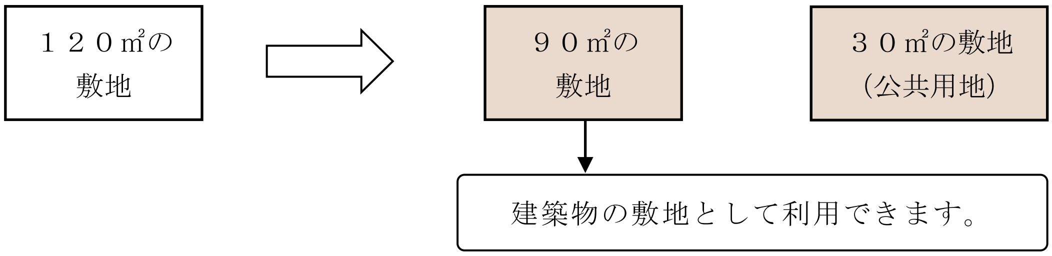

４．壁面の位置の制限

敷地内空地の確保、良好な街区景観の形成及び隣接する坪井特定土地区画整理事業により築造される道路幅員との整合を図るため、区画道路１号から６号までに接する敷地については、壁面の位置の制限を下図のように制限しています。建築物の壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線より５０cm 以上後退してください。

また、屋根、出窓、ベランダ、附属車庫等の建築物やかき・さく等の工作物、生垣等もこの５０cm の範囲内に設けることはできません。

【区画道路及び建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の規定による道路と敷地との関係について】

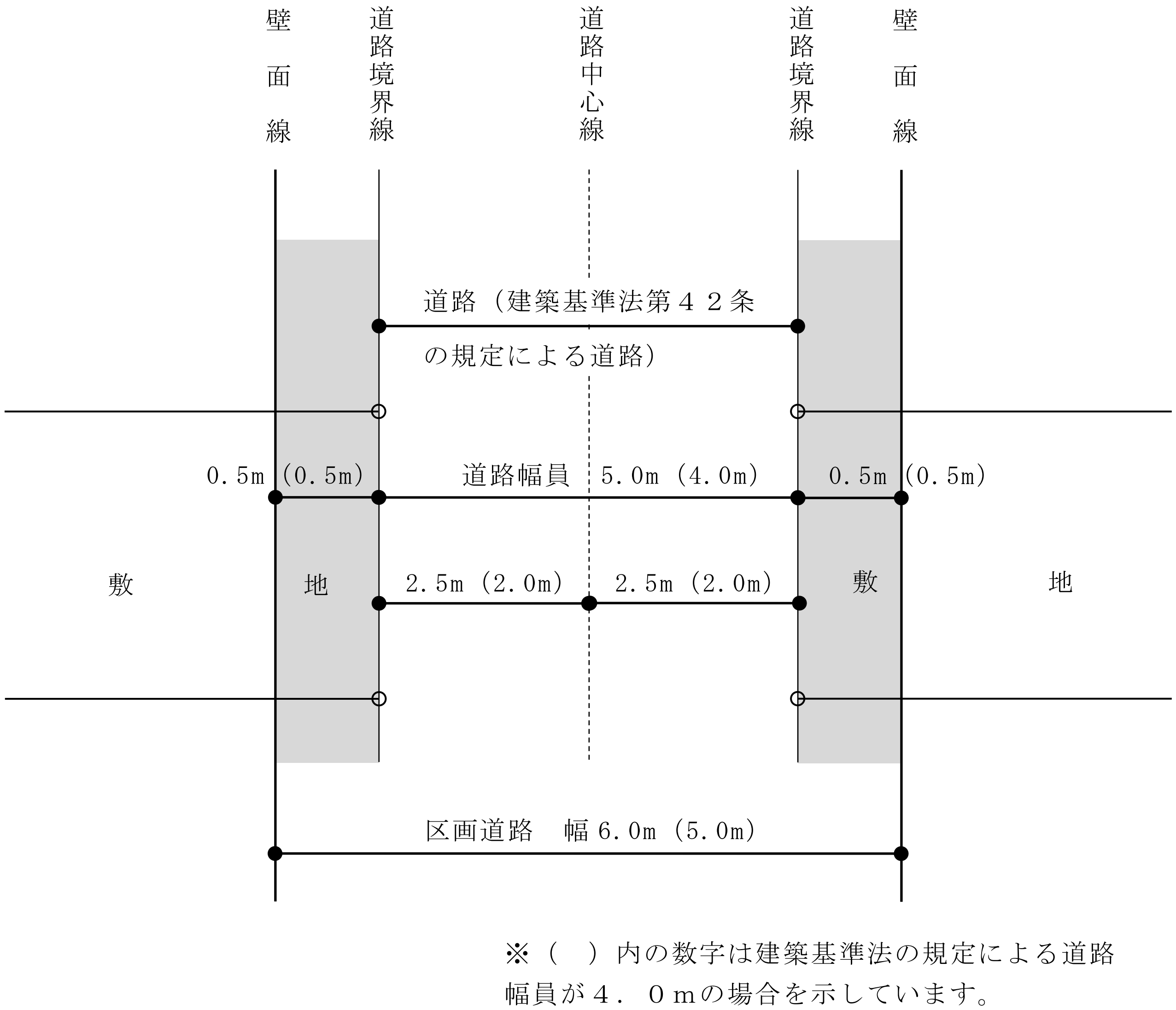

※（　）内の数字は建築基準法の規定による道路幅員が４．０mの場合を示しています。

この範囲内に一切の建築物・工作物等があってはいけません。

※　適用の除外について

・基準時において、現に存する建築物、又は現に建築、修繕もしくは模様替えの工事中の建築物で、当該制限に適合しない建築物（以下「壁面の既存不適格建築物」という。）については、当該規定は適用されません。

・壁面の既存不適格建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合については当該規定は適用されません。

［基準時］：区画道路１号・２号については、平成　７年１０月　３日
　　　　　　区画道路３号～６号については、平成　９年　１月１７日

５．建築物等の形態もしくは意匠の制限

落ち着いた風格のある街並みを形成するため、建築物の外壁の色は、白、グレー、クリーム色、茶色等の中間色を基調とし、刺激的な色彩や装飾は避けていただきます。

６．かき又はさくの構造の制限

緑豊かで災害に強い街並みを形成するため、道路に面する部分にかき又はさく（門柱及び門扉を除く）を設ける場合は、次に掲げる条件に合致するようにしてください。

なお、４．壁面の位置の制限の区域内（地区施設内）に、かき又はさくを設けることはできません。

ア．生垣、竹垣

イ．鉄柵、金柵（共に透視可能なフェンスとする）

ウ．コンクリートブロック造、石造等の塀を設置する場合には、道路からの高さを１．０m以下とする。

（例）

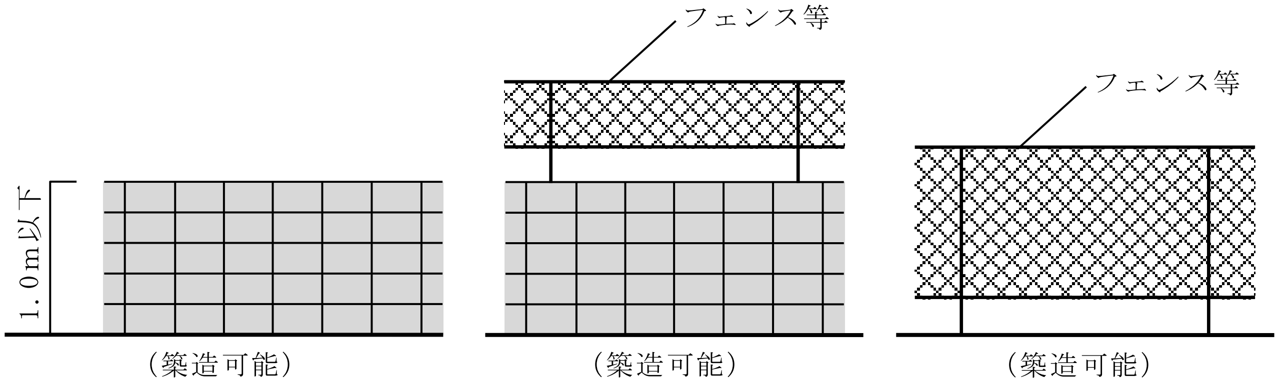

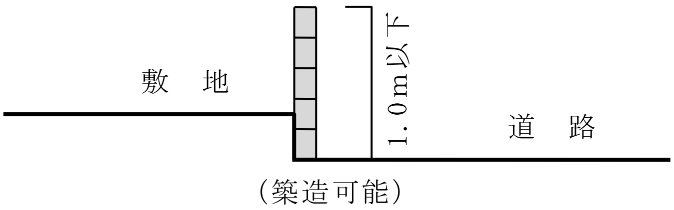

７．敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合等の取り扱いについて

敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合や地区整備計画区域内の２つ以上の地区にわたる場合には、次のように取り扱います。

<u>※（　）内は地区整備計画区域内の２つ以上の地区にわたる場合の取扱いを表記しています。</u>

⑴「建築物等の用途の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」については、
敷地の過半が地区計画区域内にあるときにこの規定を適用します。
（敷地の過半が属する地区の規定を適用します。）

（例）

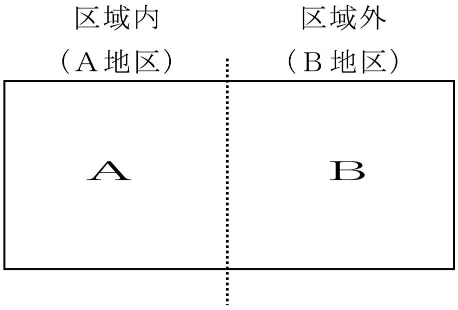

A＞Bのとき
地区計画の制限が適用されます。
（A地区の規定が適用されます。）
A＜Bのとき
地区計画の制限が適用されません。
（B地区の規定が適用されます。）

⑵「壁面の位置の制限」「建築物等の高さの最高限度」「かき又はさくの構造の制限」「建築物等の形態又は意匠の制限」については、
敷地が地区計画区域内に位置する部分のみにこの規定を適用します。
（敷地が属する地区の規定をそれぞれ適用します。）

（例）

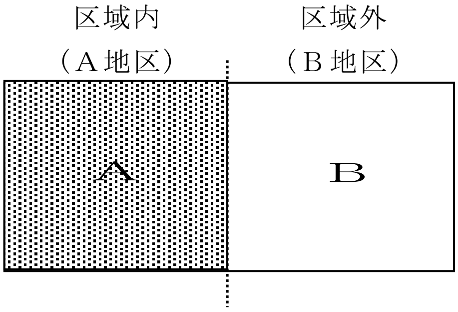

A＞B、A＜Bのどちらの場合でもA部分のみに地区計画の規定が適用されます。
（A、B地区のそれぞれの規定が適用されます。）

８．手続について（都市計画法〔昭和４３年法律第１００号〕第５８条の２）

⑴　地区計画の区域内における行為の届け出

①　本地区地区計画の区域内において次の行為を行う場合には、工事に着手する３０日前までに都市計画課へ届け出が必要となります。

　また、建築基準法第６条第１項の規定による建築確認申請が必要な場合は、建築確認申請前に地区計画に関する手続きを終えてください。

　建築確認申請以外の手続きについては、地区計画の手続きと並行しても差支えはありません。

【届出が必要な場合】

ア．土地の区画形質の変更

　道路の新設等、土地の造成を行うもの

イ．建築物の建築、工作物の建設

　建築物の新築・増改築・移転、工作物の建設を行うもの

ウ．建築物等の用途の変更

　建築物等の用途を変更するもの

エ．建築物の形態又は意匠の変更

　建築物の外壁の色を変更するもの

【届出に必要な書類】

次に掲げる書類を正本、副本用として２部提出してください。

・地区計画の区域内における行為の届出書（第１号様式）
・委任状（代理人をたてる場合）
・付近見取図（縮尺：２，５００分の１）
・配置図（縮尺：１００分の１程度）
・敷地求積図
・建物求積図
・各階平面図（縮尺：５０分の１程度）
・立面図（２面以上のもの・縮尺：５０分の１程度）
・かき・さくに関する図面
・その他市長が必要と認める書類

※　既存不適格敷地として上記の届け出をする場合は、経緯の確認のため、その敷地の公図の写し及び登記事項証明書、又は基準時に存在した建築物の敷地面積がわかる資料を添付してください。

※　用途の既存不適格建築物として増改築等をする場合は、経緯の確認のため、基準時に存在した建築物の用途がわかる資料（確認済証等）を添付してください。

②　上記により提出していただいた届け出が地区計画の内容に適合することを確認したときは、後日「地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書（第２号様式）」を副本に添えて申請者にお渡しします。

※　届け出から適合通知書の発行までには、およそ１０日前後の日数がかかります。

⑵　届け出内容の変更

届け出行為終了後に届け出内容に変更が生じた場合には、「地区計画の区域内における行為の変更届出書（第３号様式）」を提出してください。

届け出が地区計画の内容に適合することを確認したときは、後日「地区計画の区域内における行為の変更受理通知書（第４号様式）」を申請者にお渡しします。

⑶

【手　続　き　フ　ロ　ー　図】

［確認申請手続きが必要な場合］	［確認申請手続きが不要な場合］
届出書提出	届出書提出
↓	↓
書類内容のチェック	書類内容のチェック
↓	↓
適合通知書通知	適合通知書通知
↓	↓
確認申請手続き	建築又は築造開始

⑷　届出書の記入方法

届出書（第１号様式）の記入は、下記の例を参考にしてください。

工事に着手する
３０日前までに

第１号様式

地区計画の区域内における行為の届出書

〇〇年　〇月　〇日

船橋市長　あて

届出者　住所　船橋市湊町〇－〇〇－〇〇
電話　〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇
氏名　船　橋　太　郎

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、｛　土地の区画形質の変更・**建築物の建築**又は工作物の建設・建築物等の用途の変更・建築物等の形態又は意匠の変更・木竹の伐採　｝について、下記により届け出ます。

記

1.行為の場所　　船橋市坪井東〇一〇〇〇〇－〇（←地番を記入）

2.行為の着手・完了予定日（着手）　〇〇年　〇月　〇日（完了）　〇〇年　〇月　〇日

3.設計又は施行方法　木造　地上２階

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積　㎡			
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(ｲ) 行為の種別（**建築物の建築**・工作物の建設）・（**新築**・改築・増築・移転）				
	(ﾛ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(ⅰ) 敷地面積			120.00 ㎡
		(ⅱ) 建築又は建設面積	42.00 ㎡	0 ㎡	42.00 ㎡
		(ⅲ) 延べ面積	90.00 ㎡	0 ㎡	90.00 ㎡
		(ⅳ) 高さ	(ⅴ) 用途　専用住宅		
		地盤面から　7.850　m	(ⅵ) かき又はさくの構造　コンクリートブロック３段+フェンス(透視可)		
(3) 建築物等の用途の変更	(ｲ) 変更部分の延べ面積　㎡				
	(ﾛ) 変更前の用途		(ﾊ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積				

住宅の地階等、容積率不算入の面積がある場合は、容積対象延べ面積も記入してください。

※（注）下欄は記入しないで下さい

【記載上の注意】

１．　届出者が法人である場合の氏名は、その法人名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．　建築物の用途の変更について、変更部分が２以上あるときは、各部分毎に記載すること。

３．　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

※『意匠の制限』が定められている場合は、外壁色の記載が必要です。当届出書には記載欄がありませんので、立面図に色名を記載してください。

４．　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行なおうとするときには、一の届出書によることができる。

変更届出書（第３号様式）の記入は、下記の例を参考にしてください。

変更部分の工事に着手する３０日前までに

第３号様式

地区計画の区域内における行為の変更届出書

○○年　○月　○日

船橋市長　あて

届出者　住所　船橋市湊町○－○○－○○

電話　○○○（○○○）○○○○

氏名　船　橋　太　郎

都市計画法第５８条の２第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

適合通知書交付日の日付ではなく、届出日を記入してください。

記

1.行為の場所　船橋市坪井東○—○○○○－○（←地番を記入）

2.当初の届出年月日及び適合通知書の番号（届出）　○○年○月○日（適合通知書番号）船都計第○○号

3.変更部分に係る行為の着手予定日　○○年○月○日

4.変更部分に係る行為の完了予定日　○○年○月○日

5.変更の内容

（内容）	建築面積	（変更前）	42.00 ㎡	（変更後）	43.20 ㎡
（内容）	最高高さ	（変更前）	7.850m	（変更後）	7.900m
（内容）	外壁色	（変更前）	茶　系	（変更後）	白　系
（内容）		（変更前）		（変更後）	

※（注）下欄は記入しないで下さい

【記載上の注意】

１．　届出者が法人である場合の氏名は、その法人名称及び代表者の氏名を記載すること。

２．　建築物の用途の変更について、変更部分が２以上あるときは、各部分毎に記載すること。

３．　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

※『意匠の制限』が定められている場合は、外壁色の記載が必要です。当届出書には記載欄がありませんので、立面図に色名を記載してください。

４．　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行なおうとするときには、一の届出書によることができる。

第１号様式

地区計画の区域内における行為の届出書

年　　月　　日

船橋市長　あて

届出者　住所

電話

氏名

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、｛　土地の区画形質の変更・建築物の建築又は工作物の建設・建築物等の用途の変更・建築物等の形態又は意匠の変更・木竹の伐採　｝について、下記により届け出ます。

記

1.行為の場所

2.行為の着手・完了予定日（着手）　　　　年　　月　　日　　（完了）　　　　年　　月　　日

3.設計又は施行方法

<table>
<tr><td colspan="3">(1) 土地の区画形質の変更</td><td colspan="3">区域の面積　　㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="7">(2) 建築物の建築又は工作物の建設</td><td colspan="5">(ｲ) 行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）・（新築・改築・増築・移転）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">(ﾛ) 設計の概要</td><td></td><td>届出部分</td><td>届出以外の部分</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>(ⅰ) 敷地面積</td><td></td><td></td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>(ⅱ) 建築又は建設面積</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>(ⅲ) 延べ面積</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(ⅳ) 高さ
地盤面から　　m</td><td colspan="3">(ⅴ) 用途</td></tr>
<tr><td colspan="3">(ⅵ) かき又はさくの構造</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3) 建築物等の用途の変更</td><td colspan="5">(ｲ) 変更部分の延べ面積　　㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3">(ﾛ) 変更前の用途</td><td colspan="2">(ﾊ) 変更後の用途</td></tr>
<tr><td colspan="3">(4) 建築物等の形態又は意匠の変更</td><td colspan="3">変更の内容</td></tr>
<tr><td colspan="3">(5) 木竹の伐採</td><td colspan="3">伐採面積　　㎡</td></tr>
</table>

※（注）下欄は記入しないで下さい

上記の届出事項について、当該地に定められている地区計画に適合しておりますので別紙により通知するものとしてよろしいでしょうか。

<table>
<tr><td colspan="2">決裁責任者</td><td colspan="2">文書分類記号</td><td colspan="3">簿冊名</td><td colspan="2">文書記号番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">課長</td><td colspan="2">H-00-00-064</td><td colspan="3">地区計画区域内における行為の届出綴</td><td colspan="2">都計届出第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">件名</td><td colspan="7">地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知について</td></tr>
<tr><td rowspan="2">決裁</td><td>課長</td><td>課長補佐</td><td>係長</td><td colspan="4">係員</td><td>公印使用承認</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td><td>．　．</td></tr>
<tr><td>収受</td><td>．　．</td><td>起案</td><td>．　．</td><td>決裁</td><td>．　．</td><td>施行</td><td colspan="2">．　．</td></tr>
<tr><td>所属課</td><td>都市計画課</td><td>起案者</td><td colspan="6">（職名）　　　（氏名）　　　（電話）</td></tr>
</table>

第３号様式

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年　　月　　日

船橋市長　あて

届出者　住所

電話

氏名

都市計画法第５８条の２第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1.行為の場所

2.当初の届出年月日及び適合通知書の番号（届出）　　　年　　月　　日（適合通知書番号）

3.変更部分に係る行為の着手予定日　　　年　　月　　日

4.変更部分に係る行為の完了予定日　　　年　　月　　日

5.変更の内容

（内容）　　（変更前）　　（変更後）

（内容）　　（変更前）　　（変更後）

（内容）　　（変更前）　　（変更後）

（内容）　　（変更前）　　（変更後）

※（注）下欄は記入しないで下さい

上記の届出事項について、当該地に定められている地区計画に適合しておりますので別紙により通知するものとしてよろしいでしょうか。

決裁責任者	文書分類記号	簿冊名	文書記号番号
課長	H-00-00-064	地区計画区域内における行為の届出綴	都計届出第　　号
件名	地区計画の区域内における行為の変更受理通知について		

決裁	課長	課長補佐	係長	係　員	公印使用承認
					.　.

収受	.　.	起案	.　.	決裁	.　.	施行	.　.
所属課	都市計画課	起案者	（職名）	（氏名）		（電話）	

■“やよい町地区地区計画運用方針”についてご質問、ご相談
などがありましたら下記までお問い合わせください。

船橋市建設局都市計画部都市計画課
〒２７３－８５０１　船橋市湊町２丁目１０番２５号
TEL　０４７－４３６－２５２４
FAX　０４７－４３６－２５４４

平成　７年１０月　３日　　発　行
平成１３年　３月３０日　　改　訂
平成２２年　４月　１日　　改　訂
平成３０年　４月　１日　　改　訂
令和　３年　２月　１日　　改　訂
令和　３年　４月　１日　　改　訂
令和　４年　４月　１日　　改　訂